

## 令和5年度松山市一般会計補正予算（第12号）の専決処分について

### 1 補正予算の概要

今回の補正予算では、国の交付金を活用し、物価高騰の影響を受けている所得の低い世帯を速やかに支援するため、（1）住民税均等割のみ課税世帯（所得割非課税世帯）に、1世帯当たり10万円の給付金を、（2）住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯の給付金を受けた子育て世帯に、加算として児童1人当たり5万円の給付金を給付する。

### 2 事業内容

#### （1）物価高騰住民税非課税世帯支援給付金給付事業 10億8,221万7千円

（給付金 | 10億5,000万円 事務費 | 3,221万7千円）

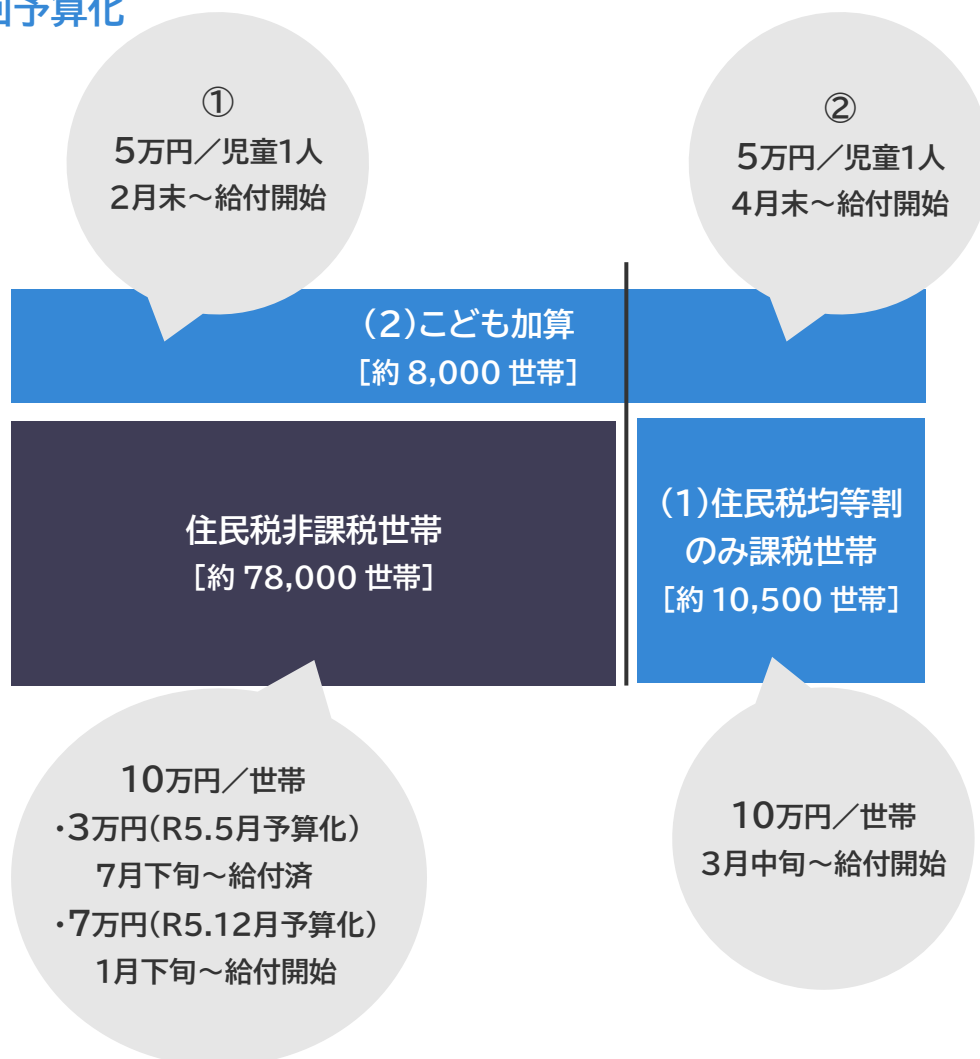
- ・ 給付対象 基準日（令和5年12月1日）に松山市の住民基本台帳に記録され、令和5年度住民税が均等割のみ課税者、又は均等割課税者と非課税者のみで構成されている世帯（所得割非課税世帯）  
[約10,500世帯]  
※課税者の扶養親族等のみの世帯を除く。
- ・ 給付金額 1世帯当たり10万円
- ・ 手続方法 対象世帯に確認書を発送し、市に返送。
- ・ 給付時期 2月下旬に確認書を発送・受付、3月中旬に給付開始。

#### （2）低所得世帯こども加算給付金給付事業 6億9,428万円

（給付金 | 6億5,000万円 事務費 | 4,428万円）

- ・ 給付対象 基準日（令和5年12月1日）に松山市の住民基本台帳に記録されている対象児童が属する世帯のうち、下記のいずれかに該当する世帯主
  - ① 令和5年度住民税非課税世帯への給付金を受けた世帯
  - ② 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金を受けた世帯[約8,000世帯]
- ・ 対象児童 基準日において同一世帯となっている18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童（平成17年4月2日以降に生まれた児童）  
※基準日以降に生まれた新生児も含む [児童数約13,000人]
- ・ 給付金額 児童1人当たり5万円
- ・ 手続方法 養育確認書を発送し、変更や辞退の届出がなければ振込  
※基準日以降に生まれた新生児、別世帯にいる児童は申請が必要
- ・ 給付時期 ①は1月下旬に養育確認書を発送・受付開始、2月末に給付開始  
②は3月下旬に養育確認書を発送・受付開始、4月末に給付開始

## 青色が今回予算化



### 3 補正予算の総額

(単位：千円)

区分	補正額	累計	対前年度同期伸率
一般会計	1,776,497	230,626,731	4.18%
特別会計	—	145,739,863	0.62%
企業会計	—	50,585,800	3.61%
計	1,776,497	426,952,394	2.87%
公債管理特別会計	—	17,554,100	△1.68%
合計	1,776,497	444,506,494	2.68%

\*補正予算の財源 | 全額国庫支出金